

会計検査院規則第八号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

会計検査院長 河戸 光彦

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国民生活センターの項を次のように改める。

独立行政法人国民生活センター	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十三条の二第二項	同法第四十三条第三項	共通政令第二十二條第一項本文
----------------	---	------------	----------------

別表第一年金積立金管理運用独立行政法人の項中「第十条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

(通則)

第六十九条 会計検査院法第二十二條第五号、第六号及び第二十三條第一項第二号から第七号まで並びに他の法律の規定により会計検査院の検査を受けるもの（以下「出資法人等の会計」という。）の証明責任者、証明期間及び計算証明書類に關しては、この章の定めるところによる。

第二節 独立行政法人の計算証明

(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等)

第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。

2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。

3 (略)

(合計残高試算表の添付書類)

第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

2 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に變更があつたときは、變更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。

第四章 出資法人等の計算証明

第一節 通則

(通則)

第六十九条 (同上)

第二節 独立行政法人の計算証明

(独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等)

第七十条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(合計残高試算表の添付書類)

第七十一条 (同上)

一 三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

(略)	年金積立金管理 運用独立行政法 人	(略)	独立行政法人国 民生活センタ ー	(略)	一
(略)		(略)	独立行政法人国 民生活センタ ー法（平成十四 年法律第二百三 号）第四十三 条の二第二項	(略)	二
(略)	年金積立金管理 運用独立行政法 人法（平成十六 年法律第五号 ）第二十五条第 四項	(略)	同法第四十三 条第三項	(略)	三
(略)	年金積立金管理 運用独立行政法 人法施行令（平 成十六年政令第 三百六十六号） 第十九条第一項	(略)	共通政令第二十 二条第一項本文	(略)	四

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

(略)	年金積立金管理 運用独立行政法 人	(略)	独立行政法人国 民生活センタ ー	(略)	一
(略)		(略)		(略)	二
(略)	年金積立金管理 運用独立行政法 人法（平成十六 年法律第五号 ）第二十五条第 四項	(略)	独立行政法人国 民生活センタ ー法（平成十四 年法律第二百三 号）第四十三 条第三項	(略)	三
(略)	年金積立金管理 運用独立行政法 人法施行令（平 成十六年政令第 三百六十六号） 第十条第一項	(略)	共通政令第二十 二条第一項本文	(略)	四